[事案 2022-301] 配当金割増支払請求

· 令和 5 年 10 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

設計書に記載された金額での配当金の支払いを求めて、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成5年4月に契約した個人年金保険について、以下等の理由により、設計書に記載された 金額で配当金を支払ってほしい。

- (1) 募集人から、設計書やパンフレットに記載の高利回りの配当金表を見せられ、「変動するかもしれないが、おおよそは大丈夫でしょう」という説明を受けたことから契約した。
- (2) 毎年、生命保険料控除証明書ハガキは郵送されてきたが、予定利率が悪化して配当金が予定がおり支払うことができない旨の通知、連絡はなかった。
- (3) 財務省の過去の国債利回りの一覧表を見ると、運用率は契約当時から少しずつ下がっているが、全期間の運用益がゼロではない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申込時、募集人は、設計書やパンフレットを示しながら、配当金による年金や特別配当金の額が変動する可能性があることを説明したと認識している。申立人に交付した設計書等においても、配当金の支払いを確約するような記載はない。
- (2) 契約後は、毎年、契約内容通知文書を送付し、積立配当金の残高や事業年度における積立配当金の額を通知した。また、必要に応じ営業職員が面談していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書に記載された金額での配当金の支払いは認められず、その他保険会 社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断 して、手続を終了した。